

(案)

一般国道 397 号（仮称）新小谷木橋詳細デザイン検討委員会 規約

（趣旨）

第 1 条 本委員会は、「一般国道 397 号（仮称）新小谷木橋詳細デザイン検討委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 委員会は、一般国道 397 号（仮称）新小谷木橋（以下、「新小谷木橋」という。）の整備にあたり、「一般国道 397 号新小谷木橋（仮称）景観検討委員会」（平成 22 年度～平成 23 年度）で決定した新小谷木橋の基本コンセプトである「河川空間および遠方の山並みの風景と調和した橋」を踏まえ、周辺景観と調和した橋梁の詳細デザインを検討することを目的とする。

（構成）

第 3 条 委員会は、別表の委員で構成するものとし、委員は岩手県県南広域振興局土木部長が委嘱する。

（組織）

第 4 条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

（委員会）

第 5 条 委員会は、岩手県県南広域振興局土木部長が招集する。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会の議長となる。
- 3 委員長に事故があった場合は、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求めることができる。

（事務局）

第 6 条 委員会の事務局は、岩手県県南広域振興局土木部に置く。

（雑則）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、岩手県県南広域振興局土木部長が委員会に諮って定める。

附則 この規約は、平成 28 年 12 月 日から施行する。

一般国道397号（仮称）新小谷木橋詳細デザイン検討委員会 委員名簿

（敬称略・五十音順）

氏名	職名等	備考
相原 康二	えさし郷土文化館館長	
朝日田 恭博	朝日田デザイン研究室	羽田地区
伊藤 文雄	常盤地区振興協議会事務局長	常盤地区
梅原 清志	川前行政区長	羽田地区
遠藤 清逸	常盤地区振興協議会会長	常盤地区
及川 勝幸	常盤地区振興協議会常任理事	常盤地区
及川 健	奥州市都市整備部土木課長	
及川 純一	特定非営利活動法人イーティーシー理事長	
川村 久子	Color Studio 川村工房代表	
菊地 政平	特定非営利活動法人北上川中流域エコミュージアム 推進会議理事長	
後藤 安彦	水沢鋳物工業協同組合専務理事	羽田地区
今野 健	美術創作集団ら・ふれえど	
佐藤 建樹	羽田地区振興会会長	羽田地区
佐藤 静進	羽田町商工会会長	羽田地区
佐藤 ソノ子	前財団法人奥州市文化振興財団理事長	
佐藤 甫	常盤地区振興協議会副会長	常盤地区
高森 俊文	奥州商工会議所専務理事	
千葉 幸一	常盤地区振興協議会常任理事	常盤地区
高橋 よその	社団法人岩手県建築士会奥州支部顧問	
野口 暁浩	国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所水沢出張所長	
三浦 義明	水沢警察署交通課長	
南 正昭	岩手大学理工学部教授	